

入札公告

公募型企画競争入札について、次のとおり公告する。

平成30年 1月 9日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構

玉造病院 院長 池田 登

1 入札に付する事項

(1) 入札件名及び数量

警備請負業務委託

(2) 入札件名の内容

入札説明書及び仕様書による

(3) 履行期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日（3年間）

(4) 履行場所

独立行政法人地域医療機能推進機構玉造病院

(5) 選定方法

請負者の選定は、提出された『企画書』と当該業務委託に係る『見積価格』を総合評価により落札者を決定する。

2 公募型入札の目的

警備業務は、病院の所有又は管理に拘る警備対象内の生命、身体及び財産の保護に任じ、病院の安全かつ円滑なる運営に寄与するものであり、また、患者様が安心して療養生活を送られる事を目的とし、選定にあたっては提示金額と伴に入札参加資格者の企業姿勢・職員教育・実績等を総合的に勘案し選定するため、公募型企画競争とする。

3 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則第5条及び第6条の規定に該当しないものであること。

(2) 平成29年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供」のA、B又はCの等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。

(3) 平成26年度以降に、当病院と同等の契約実績が有ること。また、松江・出雲市内に支店又は営業所等が現にあること。なお、プライバシーマーク（JICPDEC）を取得しており、

ISO9001（品質マネジメントシステム）とISO14001（環境マネジメントシステム）を有していること。

- (4) 公安委員会の認定証を有していること。また、松江市の営業所登録をすでに島根県公安委員会に登録してあること。
- (5) 入札説明書及び仕様書、契約書（案）に記載されている事項であること。
- (6) 警備員指導教育責任者（1号警備）の資格を有する者を従事者の中より1名選任させること。また、施設警備2級以上の資格を有する者を勤務させること。
- (7) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。
- (8) 資格審査申請書又は添付書類の虚偽の事実を記載したもの、又は過去3年間において虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。
- (9) 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規定第2条の各号に該当しないもの。（別添2参照）

4 入札の予定について

(1) 入札参加希望者の申込み

競争参加希望者は、平成30年1月25日（木）17時までに次の申込書類を玉造病院経理課まで提出すること。

なお、持参のみの受付とし、郵送での提出のあった書類は受理しない。

① 公募型企画競争参加資格審査申込書（様式第1号）

② 添付書類

ア 官公庁に提出している「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書」及び「資格審査結果通知書」の写し

イ 営業経歴書

ウ 事業概況

エ 登記簿謄本の写し

オ 法人税又は所得税及び消費税の納税証明書

カ 社会保険料又は国民年金保険料納付証明書

キ 財務諸表

ク その他

営業にあたり許可・認可等が義務付けられている者にあつては、その許可証等の写し

(2) 資格審査結果通知

3の資格要件に基づき、競争参加資格者として適切であるかどうかの審査を行い、資格審査結果通知書により通知する。

(3) 入札要項書等の交付

入札参加希望申込時に入札要項書（説明書）、本件仕様書、質疑応答書を交付する。

(4) 企画競争応募方法

① 提出期限 平成30年1月30日（火）12時まで

② 提出書類 見積書（封印）・企画提案書（原本1部、写し11部）

(5) 提出方法

持参のみの受付とし、郵送で提出のあった書類は受理しない。

島根県松江市玉湯町湯町1-2

玉造病院 1階 事務局経理課

電話 0852-62-1560

(6) 見積書開封日

① 日時 平成30年2月2日（金）11時より

② 場所 玉造病院内 1階 会議室

(7) 公募型企画競争執行日

① 日時 平成30年2月2日（金）より

(8) 決定方法

契約審査委員会において見積提示額と併せ企画提案内容を採点表にて評価し、最も得点の高い業者を交渉権者として決定する。

また、交渉権者の氏名及び住所を、決定後速やかに公募型企画競争参加者へ通知する。

5 その他

- (1) 提出された企画提案書は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことは出来ない。
- (2) 提出された企画提案書は非公開とし、返却はしない。
- (3) 企画提案書の内容について、当該契約の選定以外に無断で使用することはしない。
- (4) 虚偽の記載を企画提案書は、無効とする。
- (5) 企画提案書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (6) 追加で資料提出またはプレゼンテーションを依頼することがある。

6 問合せ先

本件に係る詳細についての問い合わせは下記のとおり。

<問い合わせ先>

《施設住所》 〒699-0293 島根県松江市玉湯町湯町1-2

《施設名》 独立行政法人地域医療機能推進機構 玉造病院

《部署》 経理課

《担当》 米田

《電話》 0852-62-1560

《FAX》 0852-62-2546